

令和8年度第4回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

- 日時 令和8年7月7日（火） 18：30～20：15
- 場所 黒川町コミュニティセンター 研修室
- 出席委員 黒川町10名 牧島地区9名
- 顧問 1名（市議）、調整 2名（コミセン長）
- 伊万里市 市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長

1. 開会

事務局：伊万里ケーブルテレビからの収録等の申し入れがあり、許可している。

2. 会長挨拶

いよいよ暑くなってきたので、体調には十分に配慮していただき、この会の運営にもご協力いただくようお願いしたい。

3. 協議事項

(1)環境保全協定（案） 資料1

事務局：資料1について説明

【質疑応答】

委員：伊万里湾水質汚染の風評被害防止のため、以下の3点について樋口先生に検証してもらいたい。

- ①処分場の浄水化設備が 200ml/h の豪雨にも対処できる構造になっていること。
- ②石綿・水銀など基準以上のものは受け入れないというチェック体制。
- ③上記①②より、浄水槽からの排水は多少の塩分はあるが真水同然である。
- ④これにより、市が行う水質検査（排水口から 100m 地点で年 3 回実施）で伊万里湾の水質は安全に保たれる。

事務局：次回(7/21)の会議には、樋口先生にオンラインで参加いただく予定なので、その際に先生から回答いただきたいと考えている。また、他の委員も樋口先生にお聞きしたい点があれば7/14までに事務局まで質問事項を連絡いただきたい。

委員：最終処分場にどのような廃棄物がどこから持ち込まれるのか、基準を満たさない廃棄物が持ち込まれることはないのか等をチェックすることはできないのか。

事務局：県の方で月 1 回の立ち入り検査と排水の調査が行われる予定であるが、どのような廃棄物をだれがどこからどれだけ持ち込むのかについては、マニフェストで管理されているのでこれをチェックする以外には方法は無いと考える。

委員：次の事項について協定書に入れてもらいたい。

- ① 埋め立て完了後の跡地利用を見越して、運動広場や公園、駐車場としての利用が可能な天端面積を確保し、侵入道路を造成すること。
- ② 地下水の汚染対策として遮水工(シート)に万全の対策を講じること。
- ③ 「責務」として県の指導的な役割について。
- ④ 現行の環境対策協議会は環境保全協定(案)の作成をもって役割を終えるので、工事着工後の監視体制や水質検査の立ち合いなどの役割を担う連絡協議会の設置について。
- ⑤ 地域振興策について事業者がしっかりと取り組むこと。

事務局：①の地域振興策については、環境保全協定の内容には馴染まないので別途覚書等での対応となってくる。

③の県の役割について「責務」の中に加えることについては、県は協定の当事者ではないので馴染まないと考える。ただ、県が指導する内容について、例えば協定書の内容を分かりやすくするために説明項目のなかで必要に応じて入れることは可能と考える。

④の監視体制の役割については、現行の環境対策協議会に引き続きその役割も担っていただくことも含めて次回以降検討していきたい。

委員：①について行政は環境保全協定の内容には馴染まないとして議論に入ろうとしないが、地元としても何らか見える形でのメリットが無ければ処分場を受け入れる方向へ気持ちも傾かない。

事務局：①については、環境保全協定とは別の形で事業者と地元の方が協議する場を事務局の方で設定することは可能と考えるので、この場では地域振興策についての議論は後回しとさせていただきたい。

4. その他

委員：地元(黒塩地区)説明会でどのような説明がなされたのか、特に、埋め立て量が当初の 90 万 m³の時は地元と同意がなされているのが確認できるが、計画変更後の 110 万 m³の時の同意が確認できない。これまで県や事業者再三確認しているが納得のいく説明が得られていない。地元説明された時の説明資料を示してもらいたい。

事務局：前回までに委員から質問を頂いた前述の件について、県からの回答を報告する。

【委員からの質問】

- ① 処分場に隣接する民家 3 軒に対して 50m 以上積み上がるこ

とが説明されたのか。仮に、説明がなされていないのであれば審査をやり直す必要があるのではないか。

- ② これまでに3回、計画面積・容量が変更されているが、現計画では環境保全協定が締結されておらず、計画を仕切り直すべきではないか。

【県回答】

- ① 隣接者に説明がなされたのかどうかは許可の要件には入っていないため、仮に説明がなかったとしても許可を取り消すことにはならない。
- ② 環境保全協定の締結についても許可の要件ではないため、計画が変更された後、改めて環境保全協定が地元と締結されていなくても許可を取り消したり、審査をやり直したりすることは無い。

今後のスケジュールについて説明（事務局）

- | | |
|---------------------------|------------|
| ○日時：令和8年7月17日(金)、18日(土) | 視察 |
| ○日時：令和8年7月21日(火) 18時30分から | 黒川コミセン 研修室 |
| ○日時：令和8年7月24日(金)、25日(土) | 視察 |

5. 閉会